

(写)

小議発第12号  
平成27年5月14日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

篠原ひろし

平成27年第1回小金井市議会臨時会の招集  
について(通知)

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。  
なお、下記の案件が市長から送付されておりますので送付します。

記

専第1号 専決処分の報告及び承認について

(小金井市市税条例等の一部を改正する条例)

専第2号 専決処分の報告及び承認について

(小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例)

## 専第1号

### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成27年3月31日付けで小金井市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）の公布及び施行に伴い小金井市市税条例等の一部を改正する必要があるが生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

平成27年5月21日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(写)

## 専決処分書

小金井市市税条例等の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

## 記

小金井市市税条例等の一部を改正する条例（別紙のとおり）

平成27年3月31日

小金井市長 稲葉孝彦

## 小金井市市税条例等の一部を改正する条例

(小金井市市税条例の一部改正)

第1条 小金井市市税条例（平成20年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項の表中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第51条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第52条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

付則第14条の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

付則第17条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第17条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第101条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円

	5, 000円	1, 300円
--	---------	---------

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第101条第2号ア	3, 900円	2, 000円
	6, 900円	3, 500円
	10, 800円	5, 400円
	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第101条第2号ア	3, 900円	3, 000円
	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

付則第21条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

付則第22条の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

付則第24条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

付則第25条中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

付則第26条（見出しを含む。）及び第28条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

付則第34条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

（小金井市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中第70条及び第72条の改正規定中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第1条中付則第17条の改正規定を次のように改める。

付則第17条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車  
が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以  
下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して1  
4年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第101条の  
規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に  
掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第101条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円

	5, 000円	6, 000円
--	---------	---------

付則第1条第3号中「第101条の改正規定」を「第101条第2号アの改正規定（「3, 600円」に係る部分を除く。）」に、「付則第4条」を「付則第4条第1項」に改め、同条第4号中「第54条第1項及び」を「第54条第1項、第101条第1号、第2号ア（「3, 600円」に係る部分に限る。）及びイ並びに第3号並びに」に、「付則第5条」を「付則第4条第2項、第5条」に改める。

付則第4条中「第101条」を「第101条第2号ア（「3, 600円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 新条例第101条第1号、第2号ア（「3, 600円」に係る部分に限る。）及びイ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

## 付 則

### （施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中小金井市市税条例等の一部を改正する条例第70条、第72条、付則第1条第3号及び第4号並びに第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

### （市民税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

### （固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

### （軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例付則第17条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用す

る。



## 専第1号資料1

### 小金井市市税条例等の一部を改正する条例要綱

#### 1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）の公布及び施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法を、「条例」とはこの改正を含む小金井市市税条例をいう。）。

#### 2 第1条による改正内容

- (1) 法人市民税均等割の税率適用区分である資本金等の額の改正に伴い、規定の整備を行う（法人市民税関係。法第312条、条例第17条）。
- (2) 個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長する（市民税関係。法附則第5条の4の2、条例付則第14条の2）。
- (3) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初回車両番号指定を受けた一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車に対して、排出ガス性能及び燃費性能に応じた特例措置を規定する（軽自動車税関係。法附則第30条、条例付則第17条）。
- (4) 平成27年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の負担調整措置等を継続する（固定資産税関係。法附則第17条から第18条まで、法附則第19条、条例付則第21条、条例付則第22条、条例付則第24条から第26条まで、条例付則第28条、条例付則第34条）。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。

#### 3 第2条による改正内容

- (1) 事業所内保育事業の用に供する固定資産に係る非課税措置を新設する（固定資産税関係。法第348条、条例第70条、条例第72条）。
- (2) 軽自動車税の税率について、原動機付自転車、二輪車等に係る税率の引上げ開始時期を1年延期する（軽自動車税関係。地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）附則第1条、同法附則第13条、小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第23号）付則第1条、同条例付則第4条）。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

#### 4 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、3(1)及び(2)の改正規定は、公布の日から施行する。

(付則第1条)

#### 5 経過措置

##### (1) 市民税に関する経過措置

ア イに定めるものを除き、この条例による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

イ 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(付則第2条)

##### (2) 固定資産税に関する経過措置

新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(付則第3条)

##### (3) 軽自動車税に関する経過措置

新条例付則第17条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

(付則第4条)

小金井市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

小金井市市税条例 (第1条関係)

改正条例	現行条例	備考																										
<p>(均等割の税率) 第17条 省略 2 第13条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="694 123 853 479"> <thead> <tr> <th colspan="2">法人の区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次に掲げる法人</td> <td></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>ア</td> <td rowspan="3">}省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 資本金等の額 (法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。) を有する法人 (法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表</p>	法人の区分		税率	1 次に掲げる法人		省略	ア	}省略		イ		エ		<p>(均等割の税率) 第17条 省略 2 第13条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="694 479 853 1865"> <thead> <tr> <th colspan="2">法人の区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次に掲げる法人</td> <td></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>ア</td> <td rowspan="3">}省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 資本金等の額 (法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額 (保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額) ) を有する法人 (法</p>	法人の区分		税率	1 次に掲げる法人		省略	ア	}省略		イ		エ		
法人の区分		税率																										
1 次に掲げる法人		省略																										
ア	}省略																											
イ																												
エ																												
法人の区分		税率																										
1 次に掲げる法人		省略																										
ア	}省略																											
イ																												
エ																												
		<p>資本金等の額の規定の整備</p>																										

及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業員(俸給、給料もしくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業員数の合計数」という。)が50人以下のもの

省略

3 省略

4. 資本金等の額を有する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業員(俸給、給料もしくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業員数の合計数」という。)が50人以下のもの

省略

3 省略

資本金等の額の規定の整備に伴う特例措置の新設

(法人の市民税の申告納付)

第51条 省略

2 }  
 } 省略  
5 }

6 法人税法第81条の2第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第4項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の規定する連結完全支配関係をいう。第52条第3項及び第54条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第52条第3項及び第54条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第54条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の2第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第54条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第54条第2項において同

(法人の市民税の申告納付)

第51条 省略

2 }  
 } 省略  
5 }

6 法人税法第81条の2第2第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第4項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の規定する連結完全支配関係をいう。第52条第3項及び第54条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第52条第3項及び第54条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第54条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の2第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第54条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第54条第2項において同

規定の整備

じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第8条の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第52条 省略

2 省略

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合は、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正もしくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にある場合は、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6)に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)もしくはは

同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第8条の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第52条 省略

2 省略

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合は、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正もしくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にある場合は、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の7)に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)もしくはは

規定の整備

連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正もしくは決定を受けたこと。)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正もしくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

付 則

第14条の2 平成22年度から平成41年度までの各年度の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けなときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 } 省略  
3 }

連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正もしくは決定を受けたこと。)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正もしくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

付 則

第14条の2 平成22年度から平成39年度までの各年度の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けなときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 } 省略  
3 }

住宅借入金等特別  
税額控除  
の適用期  
間の延長

(軽自動車税の税率の特例)

第17条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第101条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限

第17条 削除

一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車の特例措置の新設



り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第101条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪

以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第101条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第21条 省略

(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)

第22条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第74条の規定にかかわらず平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地であって、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第74条の規定にかかわらず、修正された価格

(土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第21条 省略

(平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例)

第22条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第74条の規定にかかわらず平成25年度分又は平成26年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地であって、平成26年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第74条の規定にかかわらず、修正された価格

特例期間  
の延長

同上

同上

(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第24条 宅地等(次条の規定の適用を受ける土地を除く。)に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額

(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額と

(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例)  
特例期間の延長

第24条 宅地等(次条の規定の適用を受ける土地を除く。)に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額と

する。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超過する場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を

する。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超過する場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を

特例期間  
の延長

当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受け、商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該

当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受け、商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該

同上

商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

第25条 地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条の規定により、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第26条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定め

商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

第25条 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)附則第10条の規定により、平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

同上

(農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第26条 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定め

引用法律  
の変更  
特例期間  
の延長

る率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を  
超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
省略	

第28条 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

る率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を  
超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
省略	

第28条 市街化区域農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を  
超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額と  
する。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第34条 付則第24条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(付則第21条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅

(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を  
超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額と  
する。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第34条 付則第24条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(付則第21条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅

特例期間  
の延長



地等を除く。) に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第126条第1号及び第134条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第24条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第126条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3 } 省略  
5

地等を除く。) に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の特別土地保有税については、第126条第1号及び第134条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第24条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成27年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第126条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3 } 省略  
5

特例期間  
の延長

同上

付 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(以下省略)

(市民税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例によ

る。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例付則第17条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

小金井市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第23号）（第2条関係）

改正条例	現行条例	備考												
<p>第1条 省略</p> <p>第70条及び第72条中「第10号の7」を「<u>第10号の10</u>」に改める。</p> <p>付則第17条第3項中「<u>附則第30条第3項第1号</u>」を「<u>附則第30条第5項第1号</u>」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「<u>附則第30条第2項第1号</u>」を「<u>附則第30条第4項第1号</u>」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「<u>附則第30条第1号</u>」を「<u>附則第30条第3項第1号</u>」に、「<u>初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「<u>初回車両番号指定</u>」という。）</u>」を「<u>初回車両番号指定</u>」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。</p> <p>法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「<u>初回車両番号指定</u>」という。）を受けた月から</p>	<p>第1条 省略</p> <p>第70条及び第72条中「第10号の7」を「<u>第10号の9</u>」に改める。</p> <p>付則第17条を次のように改める。</p> <p>（<u>軽自動車税の税率の特例</u>）</p> <p>第17条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第101条の規定の適用について、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1117 313 1332 1120"> <tr> <td>第101条第2号</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>ア</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> </table>	第101条第2号	3,900円	4,600円	ア	6,900円	8,200円		10,800円	12,900円		3,800円	4,500円	<p>固定資産に係る非課税措置の新設規定の整備</p>
第101条第2号	3,900円	4,600円												
ア	6,900円	8,200円												
	10,800円	12,900円												
	3,800円	4,500円												

起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第101条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす

第101条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) } 省略
- (2) }

(3) 第1条中第101条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分を除く。）並びに付則第4条第1項及び第6条（第1条の規定による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）付則第17条に係る部

5,000円	6,000円
--------	--------

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) } 省略
- (2) }

(3) 第1条中第101条の改正規定並びに付則第4条及び第6条（第1条の規定による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）付則第17条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日

軽自動車  
税の税率  
引上げ開  
始時期の

分を除く。)の規定 平成27年4月1日

- (4) 第1条中第13条、第51条、第54条第1項、第101条第1号、第2号ア(「3,600円」に係る部分に限る。)及びイ並びに第3号並びに付則第17条の改正規定並びに次条第5項、付則第4条第2項、第5条及び第6条(新条例付則第17条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日

(5) } 省略  
(6) }

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第101条第2号ア(「3,600円」に係る部分を除く。)の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 新条例第101条第1号、第2号ア(「3,600円」に係る部分に限る。)及びイ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

付 則 (抄)

延期

- (4) 第1条中第13条、第51条、第54条第1項及び付則第17条の改正規定並びに次条第5項、付則第5条及び第6条(新条例付則第17条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日

(5) } 省略  
(6) }

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第101条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

規定の整備

(施行期日)

第1条 この条例は、(中略)第2条中小金井市市税条例等の一部を改正する条例第70条、第72条、付則第1条第3号及び第4号並びに第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

第2条 } 省略  
第3条 }

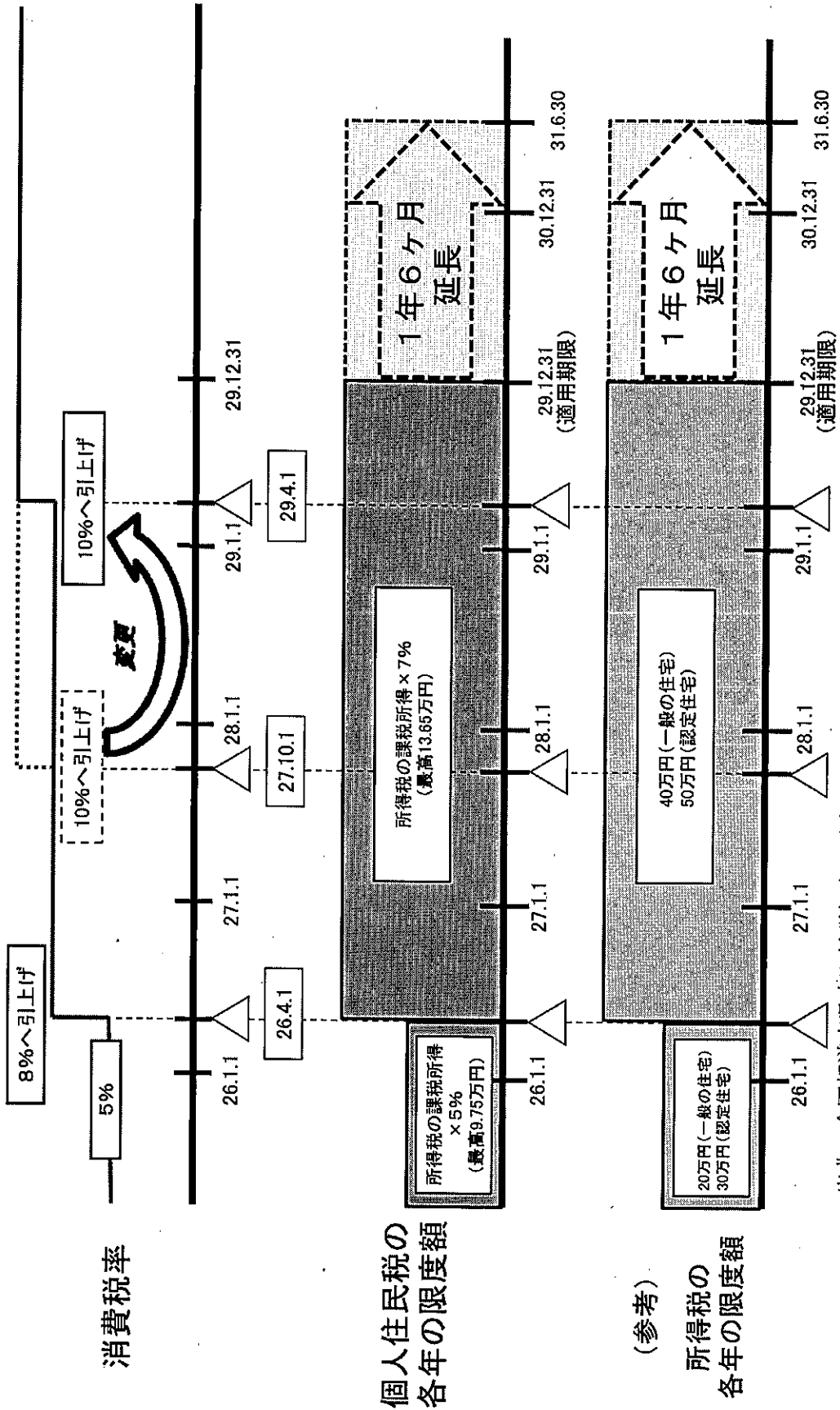
(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例付則第17条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

消費税率引上げ時期変更に伴う措置(個人住民税における住宅ローン減税措置の対象期間の延長)(案)

現行では平成29年末までが対象期間とされている住宅ローン減税措置について、消費税率10%への引上げ時期が変更されることを踏まえ、所得税同様、その対象期間を1年6ヶ月延長する。

※ 現行同様、この措置による減収額については、地方特例交付金により全額国費で補填。



出典：全国都道府県市町村税担当課長会議(平成27年1月23日)開催資料



## 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）（案）

- ① 適用期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した軽四輪等（三輪以上の軽自動車）
  - ② 軽課年度：平成28年度のみ
  - ③ 対象及び軽課割合：下表のとおり
- ※ 自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入の際に自動車税のグリーン化特例（軽課）とあわせて見直す。

### ○対象及び軽課割合

#### <軽乗用車>

対象車	内容
電気自動車等	税率を概ね75%軽減
H32年度燃費基準 +20%達成車	税率を概ね50%軽減
H32年度燃費基準 達成車	税率を概ね25%軽減

#### <軽貨物車>

対象車	内容
電気自動車等	税率を概ね75%軽減
H27年度燃費基準 +35%達成車	税率を概ね50%軽減
H27年度燃費基準 +15%達成車	税率を概ね25%軽減

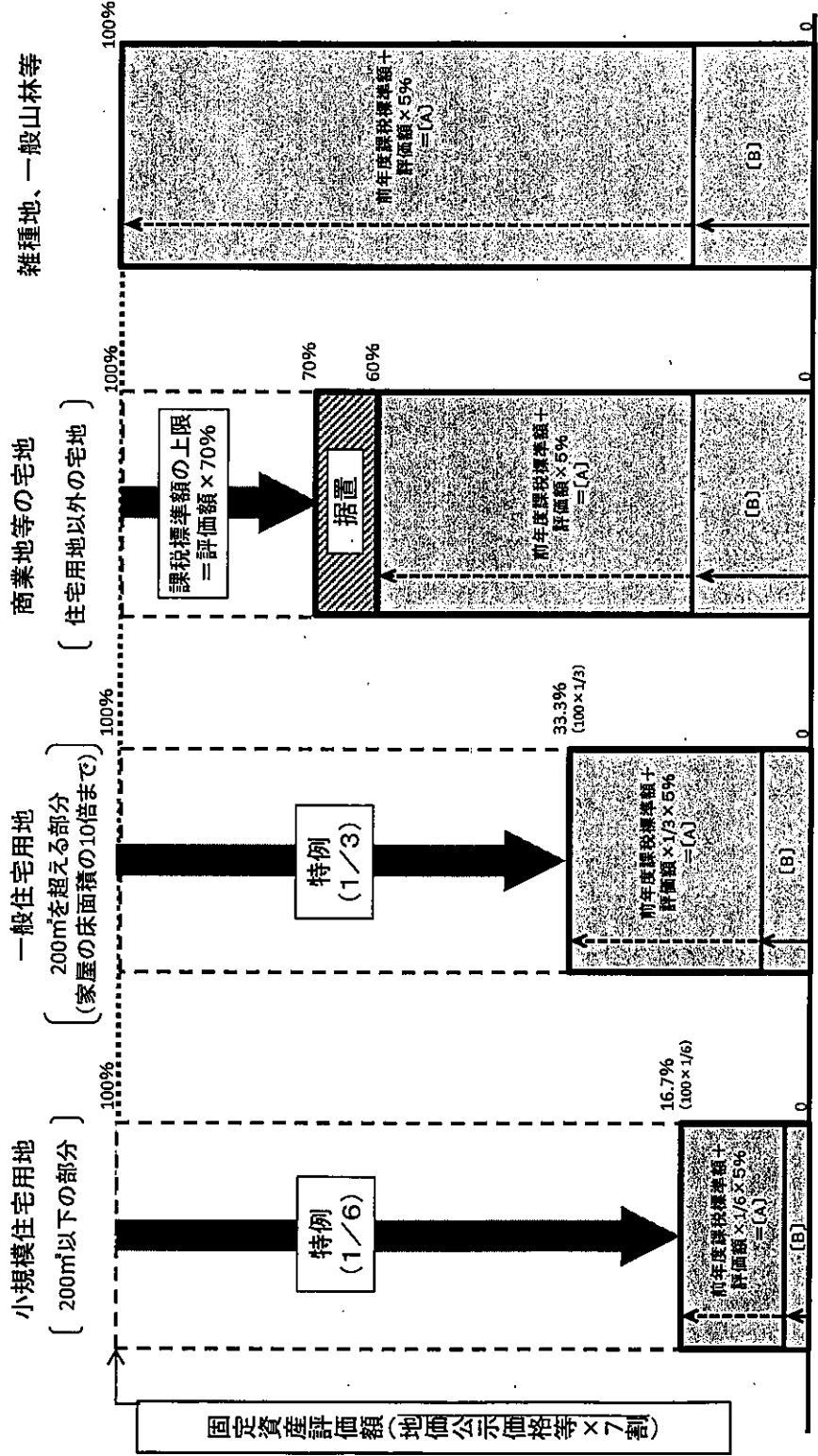
※「電気自動車等」：電気自動車及び天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）とする。  
 ※ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★）に限る。

### ○軽課を適用した場合の標準税率（例）

車種区分	標準税率	軽課	
		25%軽減	50%軽減
四輪以上の自家用乗用車	10,800円	8,100円	5,400円
			2,700円

## 固定資産税に係る宅地等の課税の仕組み(平成27年度～平成29年度)(案)

- 商業地等に係る据置特例、住宅用地特例や商業地等の課税標準額の特例については引き続き措置。
- 商業地等に係る据置特例のあり方や異なる用途の土地間の負担の公平化については、次期評価替えに向け、引き続き検討。



〔B〕は、〔A〕が評価額(又は評価額×住宅用地特例率)×20%を下回る場合は20%に引上げ

## 二輪車に係る軽自動車税について（案）

平成27年度税制改正大綱（平成26年12月30日自由民主党・公明党）

第二平成27年度税制改正の具体的内容

四消費課税

5車体課税の見直し

（5）平成27年度分以後の年度分について適用することとされている原動機付自転車及び二輪車に係る税率について、適用開始を1年間延期し、平成28年度分以後の年度分について適用することとする。

### 【 二輪車に係る軽自動車税 】

	現行	改正後
①原動機付自転車		
50cc以下	1,000円	2,000円
50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
ミニカー	2,500円	3,700円
②二輪の軽自動車		
(125cc超250cc以下)	2,400円	3,600円
③二輪の小型自動車		
(250cc超)	4,000円	6,000円

## 専第2号

### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成27年3月31日付けで小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）の公布及び施行に伴い小金井市都市計画税条例（平成20年条例第27号）の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものである。

平成27年5月21日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(写)

## 専決処分書

小金井市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため小金井市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

## 記

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

平成27年3月31日

小金井市長 稲葉孝彦

## 小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例

小金井市都市計画税条例（平成20年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

付則第2条の前の見出し及び同条から第6条まで、第7条（見出しを含む。）、第9条並びに第10条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

付則第11条中「これらの規定」を「同条」に改める。

付則第13条中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項もしくは第30項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項もしくは第32項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

付則第14条中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

### 付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

## 専第2号資料1

### 小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例要綱

#### 1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律の公布及び施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法を、「条例」とはこの改正を含む小金井市都市計画税条例をいう。）。

#### 2 改正内容

- (1) 児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業及び社会福祉法人等が行う認定生活困窮者就労訓練事業に係る課税標準の特例措置を新設する（法第349条の3、条例第2条）。
- (2) 土地に対して課する各年度分の都市計画税の特例措置を延長する（法附則第18条、法附則第18条の3、条例付則第2条から第7条まで、条例付則第9条、条例付則第10条、条例付則第14条）。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。

#### 3 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行する（付則第1条）。

#### 4 経過措置

この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による（付則第2条）。

小金井市都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(納税義務者等) 第2条 省略</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項、第28項又は第30項から第33項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3 } 省略 4 }</p> <p>付 則 (宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第2条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし</p>	<p>(納税義務者等) 第2条 省略</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項又は第28項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3 } 省略 4 }</p> <p>付 則 (宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第2条 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし</p>	<p>課税標準の特例措置の新設</p> <p>特例期間の延長</p>



た場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第3条 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第4条 付則第2条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、付則第2条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第5条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となる

た場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

第3条 前条の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第4条 付則第2条の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、付則第2条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

第5条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となる

特例期間の延長

同上

同上

べき額とした場合における都市計画税額とする。

第6条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超え、ものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第7条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
省略	

第9条 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税額は、前条の規定により小金井市市税条例付則第27条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都

べき額とした場合における都市計画税額とする。

第6条 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超え、ものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税額は、付則第2条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第7条 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
省略	

第9条 市街化区域農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税額は、前条の規定により小金井市市税条例付則第27条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都

特例期間の延長

同上

同上

都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超え

る場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。  
第10条 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

第11条 小金井市市税条例付則第29条の規定は、都市計画税について準用する。この場合において、同条中「固定資産税」とあるのは、「都市計画税」とする。

第13条 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項もしくは第32項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第30項から第33項まで」とあるのは「もしくは第30項から第33項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

第14条 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条の規定により、平成27年度から平成29年度までの各年度分の

都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超え

る場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。  
第10条 前条の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

第11条 小金井市市税条例付則第29条の規定は、都市計画税について準用する。この場合において、これらの規定中「固定資産税」とあるのは、「都市計画税」とする。

第13条 法附則第15条第1項、第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項もしくは第30項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「もしくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

第14条 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条の規定により、平成24年度

規定の整備

地方税法の改正に伴う規定の整備

引用法律の変更  
特例期間の延長

<p>都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。</p> <p>付則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。 (経過措置) 第2条 この条例による改正後の小金井市都市計画税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。</p>	<p>から平成26年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。</p>
--	--